

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現行
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-2 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第294条、第300条の2関係（情報提供義務）</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 情報提供義務の適用除外（規則第227条の2）</p> <p>ア. ～イ. (略)</p> <p>ウ. 規則第227条の2第9項第1号イに規定される保険契約とは、例えば、世帯主が家族に対して保険をかけたうえで、保険料は世帯主が負担する場合や、法人がその被用者を被保険者として保険契約を締結する場合であって保険料を当該法人自身が負担する場合などが考えられる。</p> <p>(注) 明確に被保険者に保険料負担を求めるものではないが、物品等の通常販売価格及び市場価格との比較並びに保険給付のために必要な保険料の額が物品等の価格に占める割合などから、被保険者が負担する実質的な保険料があると解される場合があることに留意する必要がある。</p> <p>なお、保険法に基づき被保険者の同意が求められる場合には、被保険者に対して、当該同意の可否を判断するに足りる情報が提供される必要があることに留意する必要がある。</p> <p>エ. (略)</p> <p>オ. 主たる商品の販売等に係る販売促進目的の保険商品については、被保険者の意思決定を要さず、当該主たる商品の販売等との関連性を有するものとして、保険料等が主たる商品の販売等と比べ、社会通念上、景品（おまけ）程度のものであると考えられるものは、規則第227条の2第9項第1号ハに掲げる保険契約に該当するものとする。</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-2 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第294条、第300条の2関係（情報提供義務）</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 情報提供義務の適用除外（規則第227条の2）</p> <p>ア. ～イ. (略)</p> <p>ウ. 規則第227条の2第7項第1号イに規定される保険契約とは、例えば、世帯主が家族に対して保険をかけたうえで、保険料は世帯主が負担する場合や、法人がその被用者を被保険者として保険契約を締結する場合であって保険料を当該法人自身が負担する場合などが考えられる。</p> <p>(注) 明確に被保険者に保険料負担を求めるものではないが、物品等の通常販売価格及び市場価格との比較並びに保険給付のために必要な保険料の額が物品等の価格に占める割合などから、被保険者が負担する実質的な保険料があると解される場合があることに留意する必要がある。</p> <p>なお、保険法に基づき被保険者の同意が求められる場合には、被保険者に対して、当該同意の可否を判断するに足りる情報が提供される必要があることに留意する必要がある。</p> <p>エ. (略)</p> <p>オ. 主たる商品の販売等に係る販売促進目的の保険商品については、被保険者の意思決定を要さず、当該主たる商品の販売等との関連性を有するものとして、保険料等が主たる商品の販売等と比べ、社会通念上、景品（おまけ）程度のものであると考えられるものは、規則第227条の2第7項第1号ハに掲げる保険契約に該当するものとする。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現行
<p>⑩ （略）</p> <p>⑪ 保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名に係る態勢整備関係 法第294条第3項及び規則第227条の2第10項第1号に規定する保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名について、旧氏（保険業法施行規則第214条第1項第4号に規定する「旧氏」をいう。以下同じ。）を使用する場合は、保険会社において、保険募集人として登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備した上で、旧氏を使用することができる。</p> <p>(3)～(17) （略）</p> <p>Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ－1－12 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p>「Ⅲ－1－11 書面・対面による手続きについての留意点」を踏まえ、保険会社等による当局への申請・届出等については、原則として、以下(1)、(2)に掲げる方法により提出を求めることとする。</p> <p>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。</p> <p>(1) 金融庁電子申請・届出システム</p> <p>保険会社等による当局への申請・届出等のうち、(2)に掲げる金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</p>	<p>⑩ （略）</p> <p>⑪ 保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名に係る態勢整備関係 法第294条第3項及び規則第227条の2第9項第1号に規定する保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名について、旧氏（保険業法施行規則第214条第1項第4号に規定する「旧氏」をいう。以下同じ。）を使用する場合は、保険会社において、保険募集人として登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備した上で、旧氏を使用することができる。</p> <p>(3)～(17) （略）</p> <p>Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ－1－12 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p>「Ⅲ－1－11 書面・対面による手続きについての留意点」を踏まえ、保険会社等による当局への申請・届出等については、原則として、以下(1)、(2)に掲げる方法により提出を求めることとする。</p> <p>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。</p> <p>(1) 金融庁電子申請・届出システム</p> <p>保険会社等による当局への申請・届出等のうち、(2)に掲げる金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</p> <p>ただし、金融庁がホームページにおいて掲載するe-Govを利用して申請</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現行
<p>(2) 金融庁業務支援統合システム 業務報告書（中間期にあっては中間業務報告書）については、原則として、統合システムを利用して提出を求めることとする。</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ-2-1 特定保険募集人の登録等事務</p> <p>特定保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>なお、少額短期保険募集人については、「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）」（少額短期保険業者向けの監督指針）Ⅲ-2-4（少額短期保険募集人の登録事務）によるものとする。</p> <p>(1) 特定保険募集人の登録（法第 276 条関係）</p> <p>① （略）</p> <p>② 所属保険会社を代理人とする登録の申請等（法第 284 条関係） 特定保険募集人又は法第 280 条第 1 項第 2 号から第 7 号までに定める者（以下、「特定保険募集人等」という。）については、法第 284 条の規定により所属保険会社を代理人として登録申請、法第 280 条第 1 項第 1 号に基づく届出（以下、「変更届出」という。）、法第 280 条第 1 項第 2 号から第 7 号の規定に基づく届出（以下、「廃業等届出」という。）又は法第 302 条の規定に基づく届出（以下、「使用人届出」という。）をとりまとめのうえ行うことができる。</p>	<p><u>書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能とする。</u></p> <p>(2) 金融庁業務支援統合システム 業務報告書（中間期にあっては中間業務報告書）については、原則として、統合システムを利用して提出を求めることとする。</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ-2-1 特定保険募集人の登録等事務</p> <p>特定保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>なお、少額短期保険募集人については、「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）」（少額短期保険業者向けの監督指針）Ⅲ-2-4（少額短期保険募集人の登録事務）によるものとする。</p> <p>(1) 特定保険募集人の登録（法第 276 条関係）</p> <p>① （略）</p> <p>② 所属保険会社を代理人とする登録の申請等（法第 284 条関係） 特定保険募集人又は法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに定める者（以下、「特定保険募集人等」という。）については、法第 284 条の規定により所属保険会社を代理人として登録申請、法第 280 条第 1 項第 1 号に基づく届出（以下、「変更届出」という。）、法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号の規定に基づく届出（以下、「廃業等届出」という。）又は法第 302 条の規定に基づく届出（以下、「使用人届出」という。）をとりまとめのうえ行うことができる。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現行
<p>③ （略）</p> <p>④ 登録申請等の書類の受理</p> <p>ア. ～ウ. （略）</p> <p>エ. 申請等データにより「電子申請・届出システム」へ送信があった場合は、<u>登録免許税又は手数料が電子納付されるときを除き</u>、申請等データを受理した管轄財務局において別途収入印紙を受理することとする。</p> <p>⑤ 登録申請書の審査基準等</p> <p>ア. ・イ. （略）</p> <p>ウ. 所要の収入印紙の貼付又は電子納付の有無</p> <p>（ア）登録申請者が保険代理店の場合、登録免許税法に規定する額の収入印紙の貼付又は電子納付がされているか。</p> <p>（イ）登録申請者が生命保険募集人のうち「内勤職員」・「営業職員」・「保険代理店使用人」・「法人保険代理店使用人」の場合、令第39条の3に規定する額の収入印紙の貼付又は電子納付がされているか。</p> <p>エ. （略）</p> <p>⑥ 登録申請書の添付書類</p> <p>登録申請書の添付書類については、法第277条第2項各号及び規則第214条第1項各号に規定する以下の書類が添付されているか。</p> <p>なお、添付書類の取扱いについては、法第284条の規定に基づく代理申請にあっては、原則として提示をもって足りることとし、提示後、代申会社等において常に提出できる状態で保管させるものとする。</p> <p>ア. （略）</p> <p>イ. 登録申請書の添付書類は、以下のとおりとする。</p> <p>（ア） （略）</p> <p>（イ） 登録申請者が法人の場合</p>	<p>③ （略）</p> <p>④ 登録申請等の書類の受理</p> <p>ア. ～ウ. （略）</p> <p>エ. 申請等データにより「電子申請・届出システム」へ送信があった場合は、申請等データを受理した管轄財務局において別途収入印紙を受理することとする。</p> <p>⑤ 登録申請書の審査基準等</p> <p>ア. ・イ. （略）</p> <p>ウ. 所要の収入印紙の貼付の有無</p> <p>（ア）登録申請者が保険代理店の場合、登録免許税法に規定する額の収入印紙が貼付されているか。</p> <p>（イ）登録申請者が生命保険募集人のうち「内勤職員」・「営業職員」・「保険代理店使用人」・「法人保険代理店使用人」の場合、令第39条の3に規定する額の収入印紙が貼付されているか。</p> <p>エ. （略）</p> <p>⑥ 登録申請書の添付書類</p> <p>登録申請書の添付書類については、法第277条第2項各号及び規則第214条第1項各号に規定する以下の書類が添付されているか。</p> <p>なお、添付書類の取扱いについては、法第284条の規定に基づく代理申請にあっては、原則として提示をもって足りることとし、提示後、代申会社等において常に提出できる状態で保管させるものとする。</p> <p>ア. （略）</p> <p>イ. 登録申請書の添付書類は、以下のとおりとする。</p> <p>（ア） （略）</p> <p>（イ） 登録申請者が法人の場合</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現行
<p>a. ～c. （略）</p> <p>d. 定款若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類（以下、「定款等」という。）（規則第214条第1項第2号）</p> <p><u>（注）登記事項証明書（海外当局が発行するものを除く。）の場合</u> <u>は、法務省の登記情報システムから取得するため、添付を要しない。</u></p> <p>ウ. ～カ. （略）</p> <p>⑦～⑩ （略）</p> <p>(2) 変更の届出等</p> <p>① （略）</p> <p>② 変更の届出にあたっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>ア. ・イ. （略）</p> <p>ウ. 生命保険募集人の職種区分を「内勤職員」・「営業職員」・「保険代理店使用人」・「法人保険代理店使用人」から「個人保険代理店」に変更する場合、登録免許税法に規定する額の収入印紙の貼付又は電子納付がされているか。</p> <p>エ. ・オ. （略）</p> <p>(3) 廃業等の届出（法第280条第1項第2号から第7号関係）</p> <p>① （略）</p> <p>② 代申会社等が特定保険募集人の代理人として法第280条第1項第3号から7号に定める廃業等届出を行う場合には、代理申請書を作成し、当該特定保険募集人を現に登録している管轄財務局等に提出させることとする。</p> <p>③・④ （略）</p> <p>(4)～(8) （略）</p>	<p>a. ～c. （略）</p> <p>d. 定款若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類（以下、「定款等」という。）（規則第214条第1項第2号）</p> <p>ウ. ～カ. （略）</p> <p>⑦～⑩ （略）</p> <p>(2) 変更の届出等</p> <p>① （略）</p> <p>② 変更の届出にあたっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>ア. ・イ. （略）</p> <p>ウ. 生命保険募集人の職種区分を「内勤職員」・「営業職員」・「保険代理店使用人」・「法人保険代理店使用人」から「個人保険代理店」に変更する場合、<u>変更届出に登録免許税法に規定する額の収入印紙が貼付</u>されているか。</p> <p>エ. ・オ. （略）</p> <p>(3) 廃業等の届出（法第280条第1項第2号から第6号関係）</p> <p>① （略）</p> <p>② 代申会社等が特定保険募集人の代理人として法第280条第1項第3号から6号に定める廃業等届出を行う場合には、代理申請書を作成し、当該特定保険募集人を現に登録している管轄財務局等に提出させることとする。</p> <p>③・④ （略）</p> <p>(4)～(8) （略）</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現行
<p>V 保険仲立人関係</p> <p>V-1 登録事務</p> <p>V-1-3 登録申請書の添付書類</p> <p>規則第 219 条に規定する登録申請書の添付書類の内容は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 代替書類</p> <p>規則第 219 条第 1 項第 2 号に規定する「これらに代わる書類」及び同条同項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」等とは以下の書類をいう。なお、申請者が法人でない社団又は財団であるときは、これに準ずるものを含むものとする。</p> <p>① 法人の場合の定款又は登記事項証明書（以下、V-1 において「定款等」という。）に代わる書面とは、商業登記簿謄本・抄本等をいうものとする。</p> <p><u>登記事項証明書（海外当局が発行するものを除く。）の場合は、法務省の登記情報システムから取得するため、添付を要しない。</u></p> <p>定款等又はこれに代わる書面は、保険仲立人の業務を営むことができる旨規定されているものとする。</p> <p>定款等又はこれに代わる書面は、原本と相違ない旨の記載があれば、その写しで差し支えないものとする。</p> <p>（注）登録申請書の代表者の氏名に旧氏及び名を括弧書きで併せて記載する場合は、規則第 219 条第 1 項第 3 号ロに規定する「当該旧氏及び名を証する書類」を添付するものとする（登録申請を別途行って</p>	<p>V 保険仲立人関係</p> <p>V-1 登録事務</p> <p>V-1-3 登録申請書の添付書類</p> <p>規則第 219 条に規定する登録申請書の添付書類の内容は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 代替書類</p> <p>規則第 219 条第 1 項第 2 号に規定する「これらに代わる書類」及び同条同項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」等とは以下の書類をいう。なお、申請者が法人でない社団又は財団であるときは、これに準ずるものを含むものとする。</p> <p>① 法人の場合の定款又は登記事項証明書（以下、V-1 において「定款等」という。）に代わる書面とは、商業登記簿謄本・抄本等をいうものとする。</p> <p>定款等又はこれに代わる書面は、保険仲立人の業務を営むことができる旨規定されているものとする。</p> <p>定款等又はこれに代わる書面は、原本と相違ない旨の記載があれば、その写しで差し支えないものとする。</p> <p>（注）登録申請書の代表者の氏名に旧氏及び名を括弧書きで併せて記載する場合は、規則第 219 条第 1 項第 3 号ロに規定する「当該旧氏及び名を証する書類」を添付するものとする（登録申請を別途行って</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後							現行						
<p>いる代表者を除く)。 ②・③ (略)</p> <p>V-5 業務関係 V-5-5 特定契約</p> <p>保険仲立人における特定契約の取扱いについては、損害保険代理店における取扱い(Ⅱ-4-2-2(6)②及び③)に準ずるものとし(同項の「損害保険代理店」を「保険仲立人」と読み替えて準用するものとする。)、保険仲立人において、特定契約の保険募集について適切に管理し、かつ、厳正を期すものとする。</p>							<p>いる代表者を除く)。 ②・③ (略)</p> <p>V-5 業務関係 V-5-5 特定契約</p> <p>保険仲立人における特定契約の取扱いについては、損害保険代理店における取扱い(Ⅱ-4-2-2(2)②)に準ずるものとし(同項の「損害保険代理店」を「保険仲立人」と読み替えて準用するものとする。)、保険仲立人において、特定契約の保険募集について適切に管理し、かつ、厳正を期すものとする。</p>						
<p>【様式・参考資料編】 Ⅱ. その他報告等様式集 (略) Ⅲ-2-1① 生命保険募集人登録申請書(規則別紙様式第17号)記載事項 Ⅲ-2-1② 損害保険代理店登録申請書(規則別紙様式第17号)記載事項 (略)</p>							<p>【様式・参考資料編】 Ⅱ. その他報告等様式集 (略) Ⅲ-2-1① 生命保険募集人登録申請書(規則別紙様式第17号)記載事項 Ⅲ-2-2① 損害保険代理店登録申請書(規則別紙様式第17号)記載事項 (略)</p>						
(様式Ⅲ-2-1①)							(様式Ⅲ-2-1)						
(別紙1)							(別紙1)						
	内勤職員	営業職員	個人保険代理店	法人保険代理店	個人保険代理店使用人	法人保険代理店使用人		内勤職員	営業職員	個人保険代理店	法人保険代理店	個人保険代理店使用人	法人保険代理店使用人
日付	申請書記載日						日付	申請書記載日					
商号又は氏名	外国人で通称名が登録されている者は、本国名か通称名かいずれか一方を選択する。個人保険代理店は代表者の氏名			法人名、代表者の役職及	内勤職員等と同様		商号又は氏名	外国人で通称名が登録されている者は、本国名か通称名かいずれか一方を選択する。個人保険代理店は代表者の氏名			法人名、代表者の役職及	内勤職員等と同様	

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後				現行			
	を記載し、屋号は記載しない。	び氏名を記名する。			を記載し、屋号は記載しない。	び氏名を記名する。	
法定代理人氏名	申請者が営業に関し成年者と同一内勤職員等と同様の能力を有しない未成年者のとき記載する。法定代理人は、父母の一方若しくは見後人をもって足りるものとする。	記載しない。	内勤職員等と同様	法定代理人氏名	申請者が営業に関し成年者と同一内勤職員等と同様の能力を有しない未成年者のとき記載する。法定代理人は、父母の一方若しくは見後人をもって足りるものとする。	記載しない。	内勤職員等と同様
職種区分	該当の職種区分を余白に記載する。			職種区分	該当の職種区分を余白に記載する。		
登録	便宜上代申支社において登録年月日欄には、登録申請年月日を記載し、登録番号欄には、申請番号を記載しておくものとする。申請番号は、別紙2「申請番号・登録番号の記載要領」により記載させるものとする。			登録	便宜上代申支社において登録年月日欄には、登録申請年月日を記載し、登録番号欄には、申請番号を記載しておくものとする。申請番号は、別紙2「申請番号・登録番号の記載要領」により記載させるものとする。		
商号・名称又は氏名	住民票等にある氏名	登記簿謄本等にある法人名	住民票等にある氏名	商号・名称又は氏名	住民票等にある氏名	登記簿謄本等にある法人名	住民票等にある氏名
代表者又は管理人の氏名	記載しない。	代表者氏名	記載しない。	代表者又は管理人の氏名	記載しない。	代表者氏名	記載しない。
生年月日・性別	住民票等にある生年月日・性別	代表者の生年	住民票等にある生年月日・性別	生年月日・性別	住民票等にある生年月日・性別	代表者の生年	住民票等にある生年月日・性別

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後							現行								
別				月日・性別				別				月日・性別			
事務所の名称	所属する支社名等	代申支社名	住民票等にある氏名	母店名（他事務所がある場合は別業に記載）	記載しない。	勤務している事務所	事務所の名称	「本社」	代申支社名	住民票等にある氏名	母店名（他事務所がある場合は別業に記載）	記載しない。	勤務している事務所		
事務所の所在地	所属する支社等の所在地	代申支社の所在地	事務所の所在地	母店の所在地（同上）	所属代理店の事務所の所在地	勤務している事務所の所在地	事務所の所在地	本社の所在地	代申支社の所在地	事務所の所在地	母店の所在地（同上）	所属代理店の事務所の所在地	勤務している事務所の所在地		
所属代理店等の商号等	記載しない。			所属代理店の商号、名称又は氏名を記載する。（個人保険代理店使用人にあたっては、屋号を記載しない。）			所属代理店等の商号等	記載しない。			所属代理店の商号、名称又は氏名を記載する。（個人保険代理店使用人にあたっては、屋号を記載しない。）				
所属保険会社の商号、名称又は氏名	所属保険会社の商号、名称又は氏名		所属保険会社の商号、名称又は氏名と代申支社名。乗合の場合は、代申会社がかかるようにする。				所属保険会社の商号、名称又は氏名	所属保険会社の商号、名称又は氏名		所属保険会社の商号、名称又は氏名と代申支社名。乗合の場合は、代申会社がかかるようにする。					
他に行っている	他に行っている業務がある場合は、その主要な業務を1つ記載する。ない場合は、その旨記載する。						他に行っている	他に行っている業務がある場合は、その主要な業務を1つ記載する。ない場合は、その旨記載する。							

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後						現行					
る業務の職種						る業務の職種					
備考		記載しない。		代表者の整理番号。整理番号の付番方法は申請番号に準じる。代表者が生命保険協会が行っている一般課程試験に合格しているかを記載する。		備考		記載しない。		代表者の整理番号。整理番号の付番方法は申請番号に準じる。代表者が生命保険協会が行っている一般課程試験に合格しているかを記載する。	
(注) 1～3 (略)						(注) 1～3 (略)					
生保会社コード一覧						生保会社コード一覧					
①生命保険会社						① 生命保険会社					
会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後						現行					
日本	DA	プルデンシャル	DY	三井住友海上 プライマリー	EU	日本	DA	プルデンシャル	DY	三井住友海上 プライマリー	EU
ニッセイ・ウ エルス	DD	S B I	DZ	クレディ・ア グリコル	EW	マスミューチ ュアル	DD	ピーシーエー	DZ	クレディ・ア グリコル	EW
T&Dフィナ ンシャル	DF	オリックス	EA	第一フロンテ ィア	EX	T&Dフィナ ンシャル	DF	オリックス	EA	第一フロンテ ィア	EX
太陽	DH	アクサ	EB	かんぽ	EY	太陽	DH	アクサ	EB	かんぽ	EY
第一	DJ	エヌエヌ	EC	イオン・アリ ア ン ツ	EZ	第一	DJ	アイエヌジー	EC	アリアンツ	EZ
大同	DK	三井住友海上 あいおい	ED	メットライフ	FC	大同	DK	三井住友海上 あいおい	ED	メットライフ	FC
富国	DO	フコクしんら い	EE	アフラック	FT	富国	DO	フコクしんら い	EE	新 設	新設
朝日	DP	東京海上日動 あんしん	EJ	チューリッヒ	FW	朝日	DP	東京海上日動 あんしん	EJ	新 設	新設
ジブラルタ	DQ	F W D	EN	カーディフ	FX	ジブラルタ	DQ	A I G 富士	EN	新 設	新設
明治安田	DR	削 る	削る	ライフネット	JA	明治安田	DR	東京海上日動 フィナンシャ ル	EO	ライフネット	JA
大 樹	DS	マニユライフ	EQ	アクサダイレ ク ト	JB	三 井	DS	マニユライフ	EQ	アクサダイレ ク ト	JB
住 友	DT	ネオファース ト	ER	み ど り	JC	住 友	DT	損保ジャパン ディー・アイ・ ワ イ	ER	み ど り	JC
ソ ニ ー	DU	削 る	削る	楽 天	JD	ソ ニ ー	DU	ハートフォー ド	ES	楽 天	JD
S O M P O ひまわり	DW	プルデンシャルジ ブ ラ ル タ ファイナンシャル	ET	削 る	削る	損保ジャパン 日本興亜 ひまわり	DW	プルデンシャルジ ブ ラ ル タ ファイナンシャル	ET	ソニーライ フ・エイゴン	JE

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後						現行					
				メディケア	JF					メディケア	JF
				はなさく	JG					新設	新設
				なないろ	JH					新設	新設
(様式Ⅲ-2-1②)						(様式Ⅲ-2-2)					
(別紙1) 損害保険代理店登録申請書記載要領						(別紙1) 損害保険代理店登録申請書記載要領					
	区分 項目	個人保険代理店	法人保険代理店				区分 項目	個人保険代理店	法人保険代理店		
上 片	日付	財務局への登録申請日を記載する。	同左			上 片	日付	財務局への登録申請日を記載する。	同左		
	商号又は名称・氏名		氏名は代表者又は管理人の氏名を記載する。なお、代表者が複数いる場合は、筆頭者の氏名を記載することとする。代理店が、別個に支店の登録を行う場合、登録申請者は、登録をしようとする代理店の支店長等とせず、本店の代表者とする事で差し支えない。				商号又は名称・氏名		氏名は代表者又は管理人の氏名を記載する。なお、代表者が複数いる場合は、筆頭者の氏名を記載することとする。代理店が、別個に支店の登録を行う場合、登録申請者は、登録をしようとする代理店の支店長等とせず、本店の代表者とする事で差し支えない。		
	法定代理人氏名	法定代理人氏名は、申請者が営業に関し成年者との能力を有しない未成年者の場合に記載する。	_____				法定代理人氏名	法定代理人氏名は、申請者が営業に関し成年者との能力を有しない未成年者の場合に記載する。	_____		
下 片	登録	登録年月日欄は、管轄財務局において記載する。登録番号欄は、別紙2「登録番	同左			下 片	登録	登録年月日欄は、管轄財務局において記載する。登録番号欄は、別紙2「登録番	同左		

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後			現行		
	号の記載要領」により代申会社に記載させるものとする。			号の記載要領」により代申会社に記載させるものとする。	
代申会社名	代申会社名を記載する	同左	代申会社名	代申会社名を記載する	同左
商号・名称又は氏名	氏名を記載する。	商号又は名称を記載する。	商号・名称又は氏名	氏名を記載する。	商号又は名称を記載する。
代表者又は管理者の氏名	_____	代表者又は管理者の氏名を記載する。なお、代表者が複数いる場合は、当該欄には筆頭者を記載し、その他の代表者については、「代表者又は管理人（別表）」（別紙様式65、以下「代表者別表」という。）に記載し、登録申請書に添付するものとする。	代表者又は管理者の氏名	_____	代表者又は管理者の氏名を記載する。なお、代表者が複数いる場合は、当該欄には筆頭者を記載し、その他の代表者については、「代表者又は管理人（別表）」（別紙様式65、以下「代表者別表」という。）に記載し、登録申請書に添付するものとする。
生年月日等	申請者の生年月日及び性別を記載する。	筆頭者の生年月日及び性別を記載し、筆頭者以外の代表者については、代表者別表に記載する。	生年月日等	申請者の生年月日及び性別を記載する。	筆頭者の生年月日及び性別を記載し、筆頭者以外の代表者については、代表者別表に記載する。
事務所の名称・所在地	損害保険代理業務を行う事務所について記載する。（事務所の名称がない場合は名称欄の記載を要しない。）	損害保険代理業務を行う事務所について記載する。代理店が別個に支店等の登録を行う場合には、既登録の代理店の事務所については、登録申請書の「事務所の名称、所在地」欄の記載を要しない。	事務所の名称・所在地	損害保険代理業務を行う事務所について記載する。（事務所の名称がない場合は名称欄の記載を要しない。）	損害保険代理業務を行う事務所について記載する。代理店が別個に支店等の登録を行う場合には、既登録の代理店の事務所については、登録申請書の「事務所の名称、所在地」欄の記載を要しない。
他に業務を	他に業務を行っている場	他に業務を行っている場	他に業務を	他に業務を行っている場	他に業務を行っている場

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後			現行		
行っている場合は、その業務の種類	合については、その主要な業務の記載をもって足りるものとする。ただし、生命保険募集人の登録を受けている場合はその旨を記載する。	合については、その主要な業務の記載をもって足りるものとする。ただし、生命保険募集人の登録を受けている場合はその旨記載する。	行っている場合は、その業務の種類	合については、その主要な業務の記載をもって足りるものとする。ただし、生命保険募集人の登録を受けている場合はその旨を記載する。	合については、その主要な業務の記載をもって足りるものとする。ただし、生命保険募集人の登録を受けている場合はその旨記載する。
所属保険会社の商号、名称又は氏名	乗合会社（代申会社以外）がある場合は乗合会社名を略記する。	同左	所属保険会社の商号、名称又は氏名	乗合会社（代申会社以外）がある場合は乗合会社名を略記する。	同左
備考	代申会社が、登録申請書の記載事項及び登録申請書の添付書類を代理店から徴求したことの確認として、代申会社において添付書類徴求済の旨を記載する。	同左 代理店がその支店等を別個の代理店として登録の申請を行う場合には、新たに登録する事務所の登録申請書の備考欄に「本店にて呈示済」の旨記載し、本店の代申会社名とその登録番号を記載して提出すれば添付書類を省略することができる。	備考	代申会社が、登録申請書の記載事項及び登録申請書の添付書類を代理店から徴求したことの確認として、代申会社において添付書類徴求済の旨を記載する。	同左 代理店がその支店等を別個の代理店として登録の申請を行う場合には、新たに登録する事務所の登録申請書の備考欄に「本店にて呈示済」の旨記載し、本店の代申会社名とその登録番号を記載して提出すれば添付書類を省略することができる。
抹消	記載を要しない	同左	抹消	記載を要しない	同左
受付	記載を要しない	同左	受付	記載を要しない	同左

(様式Ⅲ-2-1②)

(別紙2)

登録番号の記載要領

(略)

(様式Ⅲ-2-2)

(別紙2)

登録番号の記載要領

(略)

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後				現行			
代申会社別区分番号				代申会社別区分番号			
会社名	番号	会社名	番号	会社名	番号	会社名	番号
三井住友 ※	(01)	A I G 損保	(39)	三井住友 ※	(01)	A I U	39
共栄	02	ロイズ	44	共栄	02	ロイズ	44
損保ジャパン ※	(03)	H D I グローバル ※	(49)	損保ジャパン日本興亜 ※	(03)	H D I ゲーリング ※	(49)
三井住友	04	損保ジャパン ※	(53)	三井住友	04	損保ジャパン日本興亜 ※	(53)
損保ジャパン ※	(05)	あいおいニッセイ同和損保 ※	(54)	損保ジャパン日本興亜 ※	(05)	あいおいニッセイ同和 ※	(54)
あいおいニッセイ同和損保 ※	(06)	明治安田損保 ※	(56)	あいおいニッセイ同和 ※	(06)	明治安田損保 ※	(56)
あいおいニッセイ同和損保	08	明治安田損保	57	あいおいニッセイ同和	08	明治安田損保	57
東海日動	09	セゾン ※	(58)	東海日動	09	そんぼ24	58
あいおいニッセイ同和損保 ※	(10)	チャブ	66	あいおいニッセイ同和 ※	(10)	エース	66
セコム	11	チューリッヒ	67	セコム	11	チューリッヒ	67
東海日動 ※	(12)	削る	削る	東海日動 ※	(12)	ゼネラリ	68
損保ジャパン ※	(13)	ザ・ニュー・インディア	77	損保ジャパン日本興亜 ※	(13)	ザ・ニュー・インディア	77
日新	14	アクサ	82	日新	14	アクサ	82
損保ジャパン ※	(15)	カーディフ	86	損保ジャパン日本興亜 ※	(15)	カーディフ	86
A I G 損保	16	チャブ ※	(93)	富士	16	フェデラル	93
損保ジャパン	17	現代	96	損保ジャパン日本興亜	17	現代	96
楽天	18	アニコム損保	3C	朝日	18	アニコム損保	3C
損保ジャパン ※	(19)	アイペット損保	3E	損保ジャパン日本興亜 ※	(19)	アイペット損保	3E
大同	22	S B I 損保	3G	大同	22	S B I 損保	3G
セゾン	23	エイチ・エス損保	3H	セゾン	23	エイチ・エス損保	3H
ジェイアイ	24	イーデザイン損保	3J	ジェイアイ	24	イーデザイン損保	3J
アリアンツ	25	a u 損保	3K	アリアンツ	25	a u 損保	3K
キャピタル損保	26	ペット&ファミリー損保	3L	日立キャピタル	26	新設	新設

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後				現行			
ソニー	27	さくら損保	3M	ソニー	27	新設	新設
三井ダイレクト	28	レスキュー損保	3N	三井ダイレクト	28	新設	新設
コファス	35	全管協れいわ損保	3P	コファス	35	新設	新設
アメリカンホーム	37	ユーラーヘルメス	4A	アメリカンホーム	37	ユーラーヘルメス	4A
		アトラディウス	4C			アトラディウス	4C
		HDIグローバル	4G			HDIゲーリング	4G
		スイス損保	4H			スイス・リー・インターナ ショナル	4H
		スター	4J			スター	4J
※当該番号については、合併前の既存代理店において使用する代申会社区分番号である。				※当該番号については、合併前の既存代理店において使用する代申会社区分番号である。			